

答弁書第三六号

内閣参質一六五第三六号

平成十八年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 扇 千 景 殿

参議院議員喜納昌吉君提出選挙の公正な執行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員喜納昌吉君提出選挙の公正な執行に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の選挙応援は政治家個人として行ったものであり、政府としてお尋ねについてお答えする立場にない。

三について

期日前投票制度は、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、選挙の当日に投票することが困難である
と見込まれる選挙人について、選挙の期日前に投票を行わせようとするものであり、その趣旨に沿って各
市町村の選挙管理委員会において適切に運用されているものと考えている。

四について

お尋ねの「企業ぐるみ選挙」の意味するところが明らかではなく、その事例及び法的な問題点について
お答えすることは困難である。

五の1について

住民基本台帳人口移動報告による平成十八年の他の都道府県から沖縄県への転入者数は、五月は千九百

五十八人、六月は千五百七十一人、七月は千八百九十二人、八月は二千三百九十六人となっている。また、過去三年間の転入者数については、平成十五年五月は千七百八十一人、同年六月は千五百人、同年七月は千八百二十九人、同年八月は千九百三十四人、平成十六年五月は千六百九十九人、同年六月は千六百七人、同年七月は千九百三十二人、同年八月は二千三百六十二人、平成十七年五月は千八百六十一人、同年六月は千六百六十四人、同年七月は千七百八十六人、同年八月は二千四百二十三人ととなっている。

五の2について

政府としては、お尋ねの点については、把握していない。

五の3について

政府としては、沖縄県知事選挙については沖縄県選挙管理委員会が適切に管理執行していたものと認識している。